

よくある質問と回答

1、保育の必要性の認定に関する内容

Q1、「保育の必要性の認定」と「利用調整」はどのような関係なの？「保育の必要性の認定」がされたということは、保育園に入れるということなの？

保育の必要性の認定については保育所等の利用の前提として行うものであり、認定がされたからといって保育所等の実際の利用をお約束するものではありません。

「保育の必要性の認定」を受けた方について、「利用調整」を行い、利用先（どこの園か）が決まります。「利用調整」は現在行っている「入園選考」に相当するものとお考えください。

※在園児については、一部の区保育所を除き保育が必要な要件と保護者の就労状況等に変更がなければ継続利用が可能です。

Q2、保育必要量は認定期間中ずっと変わらないの？

保育の必要量が変わる場合（例えばパートタイムで4時間就労だったが、フルタイムの8時間就労になった場合など）は、申請により必要量を変更することが可能です。必要量が減る場合（標準時間→短時間）も手続きが必要です。

Q3、一度認定されたら、年度ごとの手続きはいるの？

一度認定されたらその期間中、認定申請は不要です。ただし年1回の現況届の提出が必要です。

※介護や疾病などの事由の場合は認定の有効期間が6月ごとになるなど期間が異なるため、認定証を送付する際に個別にお知らせします。

Q4、保育標準時間、保育短時間のそれぞれ11時間、8時間とはどういう意味なの？

一日の中で保育所等を利用できる最大の時間です。実際の利用は、あくまでも保育が必要な時間について預けることとなります（現在の考え方と変わりません）。

Q5、時短勤務や妊娠出産を理由とする場合、保育時間はどう認定されるの？

保育短時間で認定されます。

Q6、就労を理由に子どもを保育施設に預ける場合の保育の必要量の判定（保育標準時間（11時間）か保育短時間（8時間）か）はどのようにされるの？

必要量の考え方には通勤時間を含んでいますが、認定については就労時間（①週30時間以上か未満か、②月120時間以上か未満か）により行われます。就労時間とは勤務証明書に記載されている「実働」の時間を指します。

※ただし、週あたりの就労時間で認定すると短時間利用に認定される者であっても、勤務時間+通勤時間（上限片道1時間）が8時間を超えるような場合であれば標準時間と認定する予定です。

2、申込書類に関する内容

Q7、申込書を郵送した場合、記入漏れや書類の添付漏れなどの不備があったら連絡してもらえるの？

4月入所は非常に多くの申込みがあるため、郵送で提出いただいた書類すべてを締切日までに確認することが出来ません。そのため提出書類に不備等があったとしても、そのまま利用調整となります。郵送で提出する場合は、事前に必要書類に不備がないかをしっかりとご確認のうえお送りください。

Q8、勤務証明書の記入日が少し前になってしまっているが大丈夫なの？

勤務証明書に限らず書類の有効期間は原則6か月以内です。そのため平成27年4月入所を希望される場合には、平成26年10月以降に記入していただいた書類をご提出ください。

Q9、自営業の場合は、どのような資料を提出すればいいの？

保育課で特定の書類を定めているわけではありませんが、直近の就労実態が確認できる書類をご提出ください。

業種や事業形態によって提出できる書類が異なりますので、疑問点等があれば保育課保育相談係まで事前にご相談ください。

Q10、出産予定で仮申込みをした場合は、出産後にどんな手続きをすればいいの？

出産前に申込をした方については、お子様をご出産後まず保育課までお電話でご連絡ください。その際に保育課から必要な手続きをご案内します。基本的には「児童の状況」「母子手帳の出生済み証明のページのコピー」をご提出いただけます。

Q11、利用調整（最終）を受けるには、改めて申込み手続きが必要ななの？

利用調整（一次）に申込みをしている方は再度の手続きは不要です。なお平成27年1月30日頃に利用調整（最終）の各園の空き状況を公表します。利用調整（最終）を受ける際に希望施設の変更を希望する場合には「希望保育施設等変更届」「希望保育室変更届」を平成27年2月6日（金）までに保育相談係までご提出ください。

※書類は杉並区HPから出力するか保育課の窓口で配布しています。

Q12、希望施設は第7希望まで全て記入したほうがいいの？

希望施設が多くても優先されるわけではありません。通園可能な範囲で最大第7希望（内、認可保育所5園）までご記入ください。

Q13、現在育児休業中だが4月入園を希望する場合には、育児休業期間は3月末日までにしたほうがいいの？また、育児休業期間が長く残っていると利用調整で不利になるの？

育児休業期間は無理に3月末日までにする必要はありません。申込日時点で取得が可能な期間の証明を受けご提出ください。育児休業が4月以降も取得可能かどうかで利用調整の優先度が変わることはありません。

3、利用調整に関する内容

Q14、自営業の中心者と協力者の判断基準はなに？

親族・配偶者と共に自営業に従事しているが年換算の収入が扶養範囲程度の場合は、自営業協力者として捉えています。

Q15、時短勤務の場合は利用調整の際の指数はどうなるの？

杉並区では、基準指数の算定上、就労時間は「通常勤務時間」で捉えていますので、時間短縮制度を利用した結果、勤務時間が減ってしまっている場合でも指数が下がることはありません。ただし、時間短縮制度を利用した場合でも最低 4 時間以上の実働は必要です。

Q16、育児休業中の場合、育児休業を取得している会社に産休に入る前の勤務条件で復職することを条件に外勤の指数がつくことになっているが、勤務形態が派遣の場合、産休前に働いていた勤務先に戻れるかわからない。産休前と違う勤務先での復職になった場合どうなるの？

派遣社員の方の「育児休業を取得している会社」は「派遣元」になります。そのため復職時に「派遣先」が変わったとしても問題はありませんが、「派遣元」を変更して同じ「派遣先」に戻ることは認められません。また産休前と同じ勤務日数・勤務時間数であれば勤務日や勤務時間帯が変わっても問題ありません。

Q17、保護者が疾病状態で就労をしている場合には、疾病の書類と就労の書類を出せば 2 つの指数がつくの？

疾病と就労の組み合わせに限らず、指数は 1 つの項目分しかつきません。2 種類の書類を出していただいた場合にはどちらか高いほうの指数がつきます。

4、保育料（利用者負担）に関する内容

Q18、保育料が所得税でなく、住民税で決まるようになるのはなぜなの？

国の方針では、これまで申込みや現況届の際にご提出いただいていた源泉徴収票などの書類が原則不要になるなど、利用者の手続きが簡素化できるメリット等があります。

Q19、保育標準時間（最大 11 時間）で認定を受けた場合、認可保育所に子どもを預け始めた時間から最大で 11 時間は延長保育料金がかからないの？

各施設が定める通常の開園時間内であり、かつ認定された保育必要量の時間内であれば延長保育料金はかかりませんが、通常の開園時間を超える場合は延長保育の料金がかかります。保育短時間で認定を受けた場合も同じです。

（例：開園時間が 7 時 30 分から 18 時 30 分までの 11 時間で設定されている園で、子どもを 8 時から 19 時まで預ける場合、18 時 30 分から 19 時は延長保育となり延長保育料金がかかります。）

延長保育については国から詳しい内容が示されていないため、わかり次第お知らせする予定です。

5、その他の内容

Q20、内定しなかった方に空きのある認可外保育施設を紹介するとあるが、必ず紹介してもらえるの？

必ず紹介できるわけではありません。現在、杉並区では認可外保育施設の空き情報を把握することに努めていますが、0歳から2歳クラスまでは非常に空きが出にくい状況が続いています。最終選考後は認可外の保育施設でも定員が埋まっている場合も十分に考えられますので、あらかじめ認可外の保育施設もご検討くださいますようお願いいたします。

Q21、昨年の園ごとの倍率や内定児の指数を知ることができるの？

保育課では申込締め切り後に、各認可保育所の申込み状況を杉並区HPの「区からのお知らせ」に掲載しています。その中に、各園の「クラス別の募集人数」「第一希望の申込人数」「第五希望までの申込人数」を記載しています。また、平成26年4月入所時点の各施設の入所内定指数（最低）も杉並区HPの「保育ホッとナビ」に掲載していますので、併せて参考にさせていただきたいと思います。

Q22、新設の保育施設は事前に見学等することは出来ないの？

例年、新設園の完成時期は3月ごろになる場合が多く、申込み締切時までには実際の施設を見学することは出来ません。保育課にいくつかの新設予定園の簡単なパンフレットがありますので、検討材料としてご利用いただければと思います。